



日本共産党 品川区議会議員 区政報告

のだて 稔史

事務所：品川区豊町6-2-1 Tel：03-3786-6674
区議控室：品川区広町2-1-36 Tel：03-5742-6818

区政報告について
ご意見、ご要望を
お寄せ下さい。

税法上の障害者控除の対象

要介護2以下に拡大

障害者控除とは？

納税者本人、または同一生計の配偶者や扶養親族が所得税法上の「障害者」に当てはまる場合に、一定の金額を所得から差し引くことができる（所得控除）税制上の制度です。控除を受けることで所得税や住民税の負担が軽減されます。

障害者手帳保持者だけでなく持っていない65歳以上の方でも、障害者に準ずると区が認める場合には、「障害者控除対象者認定書」が発行されます。非課税になれば介護保険料なども安くなります。

納税者自身だけでなく同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者で同居している場合も適用できます。

問合せは品川区高齢者福祉課まで

電話：03-5742-6731

FAX：03-5742-6881

区分	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者（重度）	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

6月の総務委員会で要介護3以上が対象の障害者控除の拡大を求める陳情が区民から出され、全会一致で可決。対象が拡大されます。詳細はこれから検討します。

陳情したこと対象拡大

審査冒頭で「広げる方向で見直す必要がある」と区が説明。周辺区と比べて対象が狭い状況（裏面に記載）もあり、陳情の提出により対象が拡大されます。

共産党はもちろん賛成し、各会

派の態度も最終的には全会一致で趣旨採択に。これまで自民・公明等は区が実施すると説明したら、それを理由に不採択にしてみましたので、今回の結果は画期的です。

制度が知られていない

しかし、制度自体が知られていません。昨年度、要介護3以上の方は4610人もいますが、認定された方は162人のみ。介護認定する際に申請書を渡すなど対象者にはしっかり周知すべきです。

のだて稔史プロフィール

1985年品川区生まれ、41歳。八潮北小、八潮中、都立雪谷高校、東洋大学工学部建築学科卒。建築設計事務所で6年間働く。2015年4月初当選。戸越5丁目在住。家族は両親と兄。シブリ映画、バドミントン、テニスが好き。

近隣区の65歳以上の障害者に準ずる者の基準

自治体	障害者控除	特別障害者控除
品川区	要介護3	要介護4・5
大田区	・要支援1以上かつ障害自立度がA以上又は認知自立度がⅡ以上	・要支援1以上かつ障害自立度がB以上又は認知自立度がⅢ以上 ・6か月以上障害自立度がB以上
世田谷区	・要支援1以上かつ障害自立度がA以上又は認知自立度がⅡ以上	・6か月以上要介護3以上で寝たきり ・要介護3以上かつ障害自立度がB以上又は認知自立度がⅢ以上
渋谷区	・要支援1以上で障害自立度がA1以上又は認知自立度がⅡa以上	・要介護4以上で障害自立度がC1以上（6か月以上寝たきり） ・要介護3以上で障害自立度がB1以上又は認知自立度がⅢa以上
港区	・要介護1以上で障害自立度がA1以上又は認知自立度がⅡa以上 ・医師による診断書等	・要介護1以上で障害自立度がB1以上又は認知自立度がⅢa以上 ・医師による診断書等
目黒区	・要介護2以上で障害自立度がA1以上又は認知自立度がⅡa以上	・要介護4・5 ・要介護3で障害自立度がB1以上又は認知自立度がⅢa以上 ※40歳以上～65歳未満の介護認定者は要介護3以上で障害自立度がB1以上

※自立度は平成14年8月の厚労省の事務連絡で参考基準として示されています



▲品川駅前の羽田新ルートの様子



▲7/19、品川駅港南口にて港区議会の有志議員と羽田問題議員連盟しながわ、住民団体と共同で宣伝を行いました。多くの方にチラシを受け取っていただきました。引き続き他区とも連携し羽田新ルート撤回へ力を尽くします。



▲7/20、戸越公園駅前で9条改悪に反対し、守り活かす署名の協力を訴えました。足を止めて署名をしてくれる方がいました。前日に国会前行動に参加した人も。引き続きご協力をお願い致します。

法律相談

無料

8月18日(火) 午後6時～8時

会場：のだて稔史事務所 豊町6-2-1

お気軽にご相談下さい。弁護士と一緒に話を伺います。

できるだけ事前にご連絡下さい。TEL 3786-6674



▲のだて稔史公式ラインにご登録下さい